

お詫びと訂正

弊社刊行の『見て覚える！社会福祉士国試ナビ 2015』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2015年1月20日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考										
103 頁	「地域子育て支援拠点事業」の項目中	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">ひろば型</td> <td>○常設の集いの広場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る</td> </tr> <tr> <td>センター型</td> <td>○地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に対する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施</td> </tr> <tr> <td>児童館型</td> <td>○民営の児童館内で一定時間、集いの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組みを実施</td> </tr> </table>	ひろば型	○常設の集いの広場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る	センター型	○地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に対する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施	児童館型	○民営の児童館内で一定時間、集いの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組みを実施	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">一般型</td> <td>○常設の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）を対象として実施</td> </tr> <tr> <td>連携型</td> <td>○効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう連携施設（児童福祉施設や児童福祉事業を実施する施設）において実施</td> </tr> </table> <p>※平成 25 年度・26 年度における事業の再編により、地域子育て支援拠点事業の事業型は、「一般型」「連携型」とされたため、上記のとおり訂正させていただきます。</p>	一般型	○常設の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）を対象として実施	連携型	○効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう連携施設（児童福祉施設や児童福祉事業を実施する施設）において実施	2014/12/22 更新
ひろば型	○常設の集いの広場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る													
センター型	○地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に対する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施													
児童館型	○民営の児童館内で一定時間、集いの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組みを実施													
一般型	○常設の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）を対象として実施													
連携型	○効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう連携施設（児童福祉施設や児童福祉事業を実施する施設）において実施													
231 頁	「親権の効力」の項目中	○親権を行う者は、 <u>必要な範囲内で自らその子を懲戒し、または家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる</u>	○親権を行う者は、 <u>子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる</u>	2015/1/20 更新										
262 頁	「家族等」の項目中	後見人または被保佐人	後見人または保佐人	2015/1/20 更新										
283 頁	「13 内観療法」の項目中	内省し、 <u>不安や苦悩を「あるがまま」に受け入れていく</u>	内省する	2014/10/28 更新										
307 頁	「国勢統計」の項目中	総務大臣は、 <u>5</u> 年ごとに、	総務大臣は、 <u>10</u> 年ごとに、	2014/10/15 更新										